**平成２７年（フ）第３０号**
愛知県豊川市代田町２丁目59番地　メゾン59・105号
債務者　渥美　皓太
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第３６号**
愛知県豊橋市東田町字東前山11番地１　406、従前の住所愛知県豊橋市東小鷹野３丁目19番地20
債務者　平野　浩子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２６年（フ）第８０号**
島根県出雲市大津町1723番地１　大津県営住宅３－12
債務者　大國　　智
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

**平成２７年（フ）第１号**
北海道紋別市大山町１丁目24番地の38
債務者　川口　美奈（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後１時30分
旭川地方裁判所紋別支部

**平成２７年（フ）第１２号**
栃木県佐野市大橋町3227番地１　ガーデンハウスＫＢ201
債務者　箕嶋　幸枝（旧姓川久保）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２７年（フ）第３３２号**
横浜市鶴見区岸谷４丁目１番２号
債務者　赤石　卓也
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２６年（フ）第５４２号**
千葉県船橋市習志野４丁目16番14号
破産者　有限会社カーテクノすずき
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１０１９号**
千葉県市川市原木１丁目３番29－702号
コープエルズ市川中山
破産者　曽我千恵子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第３４９号**
千葉県船橋市本中山６丁目12番22号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市印内町651番地
破産者　株式会社セブントラスト
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第９６６号**
千葉市中央区新宿２丁目６番19号　レオパレス21　リトル　ベル102号
破産者　織田　　真（旧姓宮本・堀口）
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第５９９号**
札幌市中央区南６条西２丁目５番地15　ＡＭＳタワー南６条801号
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７１号**
茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋5087番地14
破産者　株式会社アトラス
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第２０５号**
栃木県小山市城東６丁目23番18号
破産者　株式会社小山ニューキャッスル
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第２０８号**
茨城県古河市上砂井109番地
破産者　有限会社鈴木製作所
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第１７７８号**
愛知県春日井市二子町１丁目11番地１　グローリアス二子山公園102号
破産者　株式会社オオタプランニング
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１９７８号**
愛知県瀬戸市原山台７丁目１番806号
破産者　株式会社ＳＫ鈑金
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１７４０号**
大阪市淀川区塚本５丁目２番25号
破産者　髙橋こと　**袞**　　正子
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１７４１号**
大阪府箕面市萱野１丁目11番７号
破産者　中江　啓子
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部